特　記　仕　様　書

業 務 名　：　沖縄県総合行政情報通信ネットワーク更改工事施工監理業務（Ｒ８）
履行場所　：　沖縄県那覇市泉崎地内ほか県内一円
履行期間　：　契約締結の翌日から令和９年３月３１日まで

１．委託業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

・沖縄県総合行政情報通信ネットワーク更改工事

なお、対象工事と関連する他の工事等との調整も対象に含むものとする。

２．本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取扱

本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の、変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

３．委託業務内容

受注者は、現場技術業務共通仕様書（令和８年２月沖縄県土木建築部）に基づき、管理技術者及び担当技術者をもって対象工事の工事請負契約書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）に示された設計意図を実現させ、かつ、工事の施工を設計図書に合致させるため、発注者又は発注者の指定する調査職員（以下「調査職員」という。）の指示に従い、次の業務を行うものとする。

（１）工事監督支援

ア　業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
イ　業務対象工事受注者との協議・調整への参加
ウ　業務対象工事受注者の作成した資料の確認等
エ　地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
オ　工事検査等への臨場
カ　その他、上記各号に関連する業務

（２）指揮・監督

管理技術者は、前項に示す業務内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督を行うものとする。

（３）工事管理

管理技術者は、対象工事の契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認するものとする。

４．管理技術者及び担当技術者の人員及び資格

本業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）を適切に配置した体制とする。

（１）管理技術者

下記のア～エの何れかの資格を有するものとする。

ア　技術士（総合技術監理部門「電気電子」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ　技術士（電気電子部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
ウ　一級電気通信工事施工管理技士。
エ　RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

（2）担当技術者

下記のア～オの何れかの資格を有するものとする。

ア　技術士（総合技術監理部門「電気電子」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
イ　技術士（電気電子部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
ウ　技術士補（電気電子部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
エ　一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補、二級電気通信工事施工管理技士
オ　RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

５．勤務形態

（1）行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に業務は行わない。ただし、あらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
（2）管理技術者の勤務時間は、1.2 日／月を標準とし、業務打合せは、２回／月を標準とする。
（3）担当技術者の勤務時間は、19.5 日／月を標準とする。あらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、担当技術者を複数名配置できるものとする。
（4）超過勤務及び休日勤務に対する委託料の精算は行わない。
（5）担当技術者の勤務場所は、受注者の事務所等とする。

６．業務打合せ等

（1）受注者と調査職員との打合せは、次の時期に行う。
ア　業務着手時
イ　業務計画書に定める時期
ウ　調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき
（2）受注者は本業務が適切に行われるよう、対象工事の受注者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

７．業務用自動車及び備品の準備

（1）業務に必要な車両は受注者が用意するものとし、規格はライトバン（1500cc）以上とする。
（2）事務機器等は、受注者が用意するものとする。

８．提出書類

本業務の実施に当たって必要な提出書類は遅滞なく提出すること。

９．その他

本特記仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。